

日本語のジェンダー規範形成をめぐって

—『女学雑誌』の言説—(1)

佐竹 久仁子

1. はじめに

今日わたしたちが自明視・自然視している通念や常識の多く(家族観、結婚観、恋愛観、身体観、国語観など)が明治維新以後の急激な近代化のなかで形成されたことはいまでは広く認識されているが、ことばに関するジェンダー規範⁽¹⁾もそのひとつだといえる。近代国民国家は「私領域=女」と「公領域=男」との分離をその特徴とし、それぞれの領域にふさわしいように、男とともに女も国民として積極的に教化していった。そこで提供されたのが、国家を背負う男と家を守る女に適合した近代的なジェンダー規範であり、それは装い、しぐさ、表情、ふるまいかたから生きかたにいたるまで、人のおこなうあらゆる行為に適用されるもので、もちろん言語行為もその例外ではなかった。

この近代的なジェンダー規範のバックボーンとなったのは前近代の支配層であった武士階層の道徳、すなわち儒教イデオロギーである⁽²⁾。もちろん、武士の儒教イデオロギーがそのままこまれたわけではない。儒教的な徳目を日本の「よき伝統」としながらも、そこには異なる発想も盛りこまれており、その典型を戦前の女子教育の柱である良妻賢母主義にみることができる。深谷(1981)によれば、良妻賢母は、前近代の儒教的な女性観による「男(夫や父)に隷属する無知な女」ではなく、儒教的な忠恕温和や貞節といった婦徳をそなえ、かつ、家を治めこどもを未来の優良な国民に育てあげることのできる知性と教養をもった女なのである。

このことは日本語のジェンダー規範において特徴的な「女ことば/男ことば」という具体的な言語形式についての規範の成立にもみてとれる。Inoue(1994)は「女ことば」概念を明治期の「標準語」形成や良妻賢母教育と平行

して成立したイデオロギーであることを示し、また、遠藤(1997)は明治期の修身教科書や女性雑誌の言説をとおして、「良妻賢母と『女ことば』が刷りこまれてゆく」過程を検証している。これらの知見が明らかにしたのは、ジェンダー規範の一種である「女ことば」が近代の産物にほかならないということである。

2. 『女学雑誌』の言説

「女ことば／男ことば」規範を含む日本語のジェンダー規範は、他のジェンダー規範とともに、明治期以降の教育の普及とメディアの発達によって幅広く伝達されていったものとみななければならないだろう。女の言語使用と男の言語使用とを峻別し非対称的に差異化する言説が規範に流通し受容されていたわけである。日本語のジェンダー規範の形成過程をたどるには、近代日本においてどのような言説がどのような前提のもとにどのような場でだれによって語られたか、また、それらの言説がどのような人々にどの程度の広がりをもって受容されたかについての詳細な分析と検討が必要である。

本稿では明治中期に刊行された『女学雑誌』の言説の検討をおこなってみたい。『女学雑誌』は、1885年(明治18年)、巖本善治らによって創刊され、1904年(明治37年)までの19年間に全526号(548冊)が刊行された。キリスト教精神に基づく「女学思想」⁽³⁾を柱とした啓蒙雑誌で、内容は女権問題・社会改良に関する論説から文芸、教養、家政、風俗、政治経済、内外の婦人情報、皇室情報、読者投稿など広い分野にわたる。文芸では、巖本をはじめ、石橋忍月、若松賤子、中島湘煙、田辺花圃、山田美妙、内田魯庵、北村透谷、島崎藤村ら多くの文学者が活躍した。対象とする読者は女性のみならず男性をも含む知識層であるが、その性格から読者の大部分は女子教育関係者やクリスチャンであった。明治初頭以来、女子中等教育の多くが宣教師たちの開いたキリスト教主義の私学によっておこなわれていたが、それらの女学校の教師や生徒は主要な読者であっただろう。また、創刊時は自由民権運動の衰退期にあたる。挫折した自由民権運動家のなかには神の前での平等や愛を説くキリスト教にひかれてクリスチャンになったものも少なくなかった。した

がって、読者には、もと自由民権運動にかかわっていた人々も相当いたとみられる。発行部数は、三鬼(1989)によれば、全国的に展開される娼婦運動の中心的存在となった1890年ごろには年間10万部をこえ、最高は1899年の14万5千部という。

『女学雑誌』における女の言語使用と男の言語使用についての言説を整理すると、つぎのような種類のものがある。

- ① 家庭の「談話」や夫婦の「会話」の重視
- ② 公的な場での女の発言 一女の演説— の制限、あるいは留保つき容認
- ③ 女／男の言語使用に関する一般的評価・訓戒
- ④ 女学生のことばに対する批判
- ⑤ 若松賤子訳「小公子」など言文一致体小説の会話文

以下では、①②をとりあげる(③以下は次号)。

[なお、以下の引用では字体を新字体にあらため、ルビはおおむね省略した。句読点のない文章には句読点を付した。]

3. 家庭の「談話」、夫婦の「会話」

巖本はキリスト教的道徳による一夫一婦制に基づく近代的な恋愛論を展開し、男女交際や「ホーム(家庭)」の建設を説いた。「人集つてホームとなり、ホーム集つて一社会となる」(香軒生「ホームの進化」233号、1890年)とされるホームを形成するのは、国家が目指した家イデオロギーによる儒教的家族ではなく、相愛の対等な夫婦を単位とする核家族であった。このようなホームは、輸入思想のひとつで旧来の日本にはなかった概念である⁽⁴⁾。泰西主義・平民主義を唱える徳富蘇峰も、当時その名も『家庭雑誌』という雑誌を創刊して(1892年)理想の家庭の建設を訴えたが、『女学雑誌』もまた、たびたび「理想のホーム」について説いている。理想のホームとは、

「愛情優然として充ち(中略)内を望めば父あり、母あり、小童小女と遊ぶ、(中略)家内自ら温かにして父は母を扶け、母は^{おきなご}幼児を愛育し、時来れば一家食卓を擁して団欒し、快語笑談の内に喫し終り」(同233号)

といったものである。一家そろっての食事やおしゃべりしながらの食事は当時の習慣でも常識でもなかったが、「理想のホーム」では、これも新しい概念「一家団欒」として推奨された。これは日本の男に家内でのふるまいかたをかえろということの意味する。西洋の家庭文化の導入による一家団欒の重視は、日本の男に家内での談話を求めたのである。ここに家族と会話する父親像が肯定的に提示されたのは注目にあたいする。これは、のちに大正期になって都市中産階級が形成されると、その家族、すなわち、勤め人の夫と専業主婦の妻という夫婦と子どもからなる核家族の家庭像のモデルとして受容されていくことになる。

なお、そもそも家庭内に限らず、楽しむべきものとしての会話というとらえかたも、欧米開化思想のひとつとして強調されたもののひとつであった。『女学雑誌』はつぎのようにいう。

「我国従来の僻として徒に言葉を少ふすることのみを教へ、沈黙は百言にまさるなど申して人の心地よく会話することをすゝめざりしは大なる心得違ひなり。西洋人は之と相違し会話を人生最大の楽として之を尊むこと一種の宝の如し。」(37号、1886年)

初期の『女学雑誌』は、家庭のありかた、夫婦の関係、会話のしかた、すべてを西洋にならえ、という欧化主義の色彩が濃いものだった⁽⁵⁾。

ところで、やすらぎのホームは「相愛する夫婦」によってつくられるもので、妻は

「細君は良人と同列に立ち其事業を共にする仲間なり、良人の添へものにあらずして其半身なり、良人のお相手にあらずして其相談者なり、其の機嫌を取るものにあらずして之を助け励ますの同行者なり。」(「細君内助の弁(下)」226号、1890年)

という存在でなければならないとされる。しかし、現実には、一家に君臨して妻を「下婢」のようにあつかい、家庭での談話も楽しまず妻になにか相談するということもせず、楽しみはもっぱら外に求めるのが日本の男だった。

29号(1886年)「夫婦の心得」では、夫婦の関係は大切なものであるから、互いにどのような不満、希望があるかについての読者の報告を集め「卑見を加え且つ此より欧米夫婦の情交をかきつゞけて、現今に大切なる此問題を解くの備となし、一には夫婦がたの心得のたしともすべし」として、例として妻のがわのつぎのような不満を紹介している。

「すべて女は何事にも口答せざれとの教なりしより、妾等は夫より如何やうのこと申さるゝともたゞ之を心に蔵め、又心に思ふことも口に出して答へ申さず。かくて年久しきうちに胸の内何ものかの塊まりを生ぜしやう思はれ、苦しきこと限りなく候。あはれ世の夫たらん人、切ては優に心付を述べたまふて余りにかしましく頂より叱りこらし玉ふな。尚ほ妻たるものゝ思ふことをも忍びて御きゝあるやういたしたし。憂^うや悶^{ぼん}やの思胸にかたまり居る人は妾のみにあらずとおぼえ候。」

この時期にすでに思うことを言えないということが「女の不满」の代表として認識されるようになっていたことは注目していい。

さて、互いに尊敬しあいなんでも語りあう相愛の夫婦を理想とする『女学雑誌』は、「現今の家庭」を憂い、それは男が悪いのだと男を非難する。日本の男はいまだ徳川封建時代の男尊女卑の観念をもったままで、「婦人は愚蒙にして共に語るに足らずと言ふのみならず、婦言は聴く可からずとて一家の事否一身の悲喜苦楽をも説く」ことを許さない、これでは「理想のホーム」は築けない、と。そこでもつばら男に対して態度を改めよと説くかといえ、そうではない。ほこ先は一転して女に向けられる。男がこのようなことはしかたのないことで、その原因は女にあるのだというのが『女学雑誌』の主張である。

「あゝ嗚呼女子婦人はかくも果敢なくかくも卑しまるべきものなりや、婦女は果して悪魔なりや、婦言は果して流行病の源なりや。吾人は憤然として世人が吾姉妹を軽ろんずるの太甚^{ひなはだ}しきを誠めざる可らず。

然れども退いて密かに考ふるときは婦言用ゆ可らずとするの教また一

応の理なきにあらず。(中略)如何にせん女には書物をよます可らず、女には智恵浅くして無下に愚かなるやう教るをよしと云ふこと従来一汎のならひなりしかば、斯る教育をうけたる婦女の言ふところに如何で事に宜しく行ひに用ゆべき名言あらんや。」(「婦言用ゆ可らざる乎」30号、1886年)

すなわち、従来無学をよしとされてきたために現今の女はまともなことが話せず、その話の内容はというとつぎのように聞くにたえないものなのである。

「愚^{みづしめ}なる炊^{みのほとり}婢の井傍に打寄り由なき事を牒々し、裏店の女房長煙管を携へて四隣に金棒を曳き、心無き婦人等の集れば痴話に酖り歌舞伎の批評朋友の讒謗に時刻を移し、其言ふ所良人や家婢の棚卸に始りて湯屋の三助^{ひょうばん}の風説に終るが如きわ言ふも更なり。物識り貌なる夫人が西洋風を気取りて根も無き理屈を言立て、温良謙讓の婦徳たるを思はず妄りに進み出るを以て己が分なりと思惟し、洋装の美服肩風を切り其の饒舌の多きは靴の音よりも喧し。」(「賢女の徳義」71号、1887年)

このように「女三人よれば姦と云ふほどによく弁ずるが女の常」なのだが、一方「今の女は女同士にてこそ姦しきこともあれ、男子の前に出でゝは只だ顔を赤らめて連^{しき}りに頭をさぐるのみ、其外に半句の言葉もなきが通常なり」というありさまである(「会話のこゝろえ(第一)」37号、1886年)。これでは男が女を相手にしないのは当然で、まず変わるべきなのは女だということになる。

そこで、なによりも強調されるのが女子教育の必要性である。女が男に話を聞いてもらうためには、まず男と話ができるだけの教育を受けなければならないということなのである。そして、教育を受ければ「良き妻となり良き母となりて女子の勢力を夫若くは子供等の上に及ぼすことができ、その結果おのずと男の女に対するあつかいも変わるのだとされる(社説「女権伸張に表裏の二途あり」71号、1887年)。

『女学雑誌』の展開した夫婦の会話の重視という新しい言説が同時に意味し

たのは、結局のところ、a)なにが語られるにあたいするかは男が決定する、b)女の話すことには価値がない、c)女が男と対等に話すためには男の関心にあわせなければならない、ということであった。ただし、教育を受け、「男の領域」で話すようになった女には「なまいき」という評価が与えられることになる。

4. 公的な場での女の発言—女の演説—

1874年、板垣退助らが元老院に「民撰議院設立建白書」を出したことから始まった自由民権運動によって、天賦人權論を核とする自由民権思想は全国に広がった。自由民権運動は国会開設・憲法制定など国家に対する権利要求の運動であったが、そのなかで女性参政権を含む男女同権論が紹介され、積極的に発言する女もあらわれる。岸田俊子(中島湘烟)、景山英子、清水豊子(清水紫琴)をはじめとする女性民権家が各地で演壇に立ち、自由民権、男女同権を唱える演説をおこなったことはよく知られている⁽⁶⁾。もともと、聴衆(とくに男性聴衆)の興味は演説の内容よりも演説する女にあったことは想像にかたくない。前田(1976)は、岸田俊子の「圧制男子」を告発する演説が人気を博したのは、「おそらく男性の聴衆はイキのいい芸者の啖呵でも聞くような受けとめ方で、いささか揶揄したい思いをこらえながら湘烟の告発を大目に見たのであろう。その寛容さ自体が『圧制男子』のまぎれもないしるしであったことはいうまでもない」と述べる。

自由民権運動の挫折後、多くの民権活動家が社会改良運動へと向かったが、キリスト教徒もまたこの運動の重要な担い手だった。『女学雑誌』の記事の柱のひとつは、婦人矯風会をはじめとするキリスト教徒の女性組織の活動情報である。ここから、各地で社会運動を組織した女たちの存在と、それをリードしたエリート女性たちの発言を知ることができる。毎号これらの情報に接した『女学雑誌』の読者たちには、社会運動をおこなう女、公的な場で発言する女を特異な存在ではないものとして受けとめる心性が育ったと思われる。また、こういった女たちを自らのモデルとするエリート女性予備軍も育っただろう。

女の演説は自由民権運動のなかでは「人寄せ」的なものにすぎなかっただろうが、婦人矯風会のような女自身による組織では、それは必要なことであり当然なすべきこととなる。ただし、公衆の前で発言できる会員がどれほどいただろうか。東京婦人矯風会の佐々木豊寿は、婦人と名のついた会で男に演説を頼んでどうする、「幾百年の久しき男子擅制の風俗に甘したる人々は如何に敏捷の才量ありと雖も矢はり支那日本に行れ来れる圧制主義を差置きて婦人百般の迷惑を一々考へて劇かに婦人の苦情を能くさとり知るの理は万々なき事」で、自分たち婦人の問題を本当にわかっているのは婦人なのだとして、会員に演説を求めてつぎのように述べている。

「就ては諸君へ願度事は諸君の御感辞を集会の時充分に御演説被下度と申事です。(中略) 演説を成せば婦人の美德を害すから何ぶん沈黙せよ、沈黙せば傍より愚と笑るゝ事はなきぞ(口あけは五臓の見ゆるあけびかな) などゝ大層大先生らしく成し居るも昔の世ならば宜しいが、今の世の中は国内同志だけでなく万国の人も入り来る世がらなれば、餘り悪風俗は早く止めて貰はなければ御同様吾々の肩も狭くて困ります。」(「東京婦人矯風会の会員愛姉に告ぐ」第56号、1887年)

女に演説を求めるこのレトリック、すなわち「公的な場で発言することが女の美德に反するというのは今の時代にはふさわしくない古い考えかたである」というレトリックは、この時代から第二次世界大戦後まで変わらず使いつづけられることになる。「昔とはちがう、今は明治の新時代だ」から「戦前とはちがう、今は民主主義の新時代だ」まで。

さて、『女学雑誌』はしばしば女の演説について論じているが、そこでいわれる「女の演説」は、女権、男女平等、男女同権に関する演説のみが視野におかれていることに注意しておく必要がある。それは当時の一般的なとらえかたでもあり、「女の演説」の意味は非常に限定されたものである。

女権の伸張、女の地位の向上を目指す『女学雑誌』の立場からいえば「女の演説無条件全面賛成」であってもよさそうなものだが、実際はそうでもない。女が演説するにはよほどの理由がないといけないのである。

「思を現わすに口にて述ぶると筆にて記るすとあり、女子すでに筆に於て思を現わすことを得るに、如何んぞ口を以て之を述ぶることを得ざるべき、女子演説の事固より然るべきの行なり。之を以て吾社は明治二十年第二回女学演説を催ふし、閨秀六氏に請ひて厚生館に女子演説会を開らき（中略）吾社豈女子の演説に反対するものならんや。左れど凡そ演説は至誠より吐露する所ろあらざる可らず、況してや女性にして之を試みんには勢、言はずんばある可らざるの必要ありて初めて之を述ぶべし。」（井上次郎「婦人の演説」217号、1890年）

また、主筆巖本は、とくに女が男を相手に演説することへの不快感を表明し、批判する。

「此頃新聞紙の広告にて横浜の某方に数多の人の演説あるよしを報じたる末に女子三人の名をも併て掲げたり。如何なることをや演べ玉ふならんと問合せたるに、警察署の認可なくして遂に公衆に臨まれざりしよしにきくは吾人の反て喜ぶ所なり。民権論の一時喧しかりし頃は大阪に岸田俊子の演説あり、加賀に芸妓の物真似あり、其后東京にも某と云ふ女の演説ありたるが、吾人は其都度之を祝せず、寧ろ心中に不快の思ありたりき。蓋し女子の務むべき所ろ今まや甚だ多し。其の同性中の交済すら未だ行れず、其同性中の演説すら未だ行れず、然るに突然として男子公衆に対ひて演説あること、かの温雅の貞を失ふは固より先づ事の順序を誤るものと云ふべし。」（「女子の演説」第23号、1886年）

女は女自身の知的レベルをあげるのが先決であり、世の女を啓蒙する活動に力を注ぐべきで、男を相手に論ずるのは順序がちがうというのがいかにも啓蒙的女子教育家らしい巖本の主張である。しかし、女の演説に関してこのように述べる巖本が、文筆活動に関しては女に新聞雑誌の記者となることを強くすすめる、その理由としてつぎのようにいう。

「此等の新聞雑誌は二三年来やうやく心附て女流の事を彼此と論弁するに至りたれども、其論弁は大抵ことごとく男子の筆に成るが故に、服を

着けて佳行を搔くの憾^{うらみ} 尠なしとなさず、然るに事の不都合は之のみかは、其の女権論者と称して弁ずる所の議論を読めば多くは是れ化粧したる男尊女卑の論なり。」（「女子と文筆の業（第二）新聞雑誌女記者の事」80号、1887年）

これは至極妥当な論理であり、同じことが演説についてもあてはまるはずである。それにもかかわらずなぜ巖本は演説に対しては批判的なのか。要するに、男子公衆への女の演説が「温雅の貞を失ふ」ものだからなのである。

巖本の性役割観は、「天下の大学に致せ政治家に致せ何の処ろにも自由に男女相並んで立出でしむべし。男は必ず毅剛と為り女は必ず優美と為り、男は必ず技芸に走り女は必ず美術を好むに至らん（「吾人の意見を明らかにす」94号、1888年）」という見解からもうかがえるように、異質対等論である。その後の良妻賢母主義的「女は内、男は外」という性別分業論とは異なり、女も男同様に自由に各領域に進出すべきだとする。しかし、そこには本質的性差に基づく特質のちがいによりおのずと役割のちがいが生ずるというわけである（ちなみに、当時は少数派だったこのような見解は現在の主流となっている）。文筆と演説をくらべると、演説は直接的具体的インパクトの強い身体行為であり、声や口調、表現に力強さも必要である。それだけに巖本にとって演説は温雅・優美という「女の本質」とはあいられないものとしてとらえられたのだろう。

したがって、女の演説はやむをえない必要があるばあいになされるべきものとされ、また、その際にはつぎのようなことが要請される。

「女流もし止を得ずして公衆に演説するときは、上が上にも用心して其優徳を破らざるやうにすべし、肩を張り目を逆さまにして激語を絶叫すること安んぞ其天職ならん、元来男子が女子に対するの僻見は積習に出で理論上に発するの事にあらず、然るを只だ理屈によりて之を解き去らんとするは抑そも末なり、須からく男子の感情を動かし其本然誠実の高徳に訴たへて静かに女権伸張の実効を収むべし、此時に当り生意気なり無礼なりなど云へる感覚を一層惹起せしむるとも何の益あらんや。」（「女

「女らしさ」と衝突する「女の演説」が必然的に男の反発を招くことを巖本はよく承知していた。そこで、女権について男に理屈は通用しないのだから男の心に訴えるようにしてなまいきだと思われぬようにせよと忠告するのである。しかし、この対処法は有効とはいえないだろう。女の演説を「女らしくない」とするのは、女の言語使用をコントロールしたいという男の願望からである。これがあるかぎり、女がどのように述べようとも男の心は動かないし、女の演説は常に「生意気なり無礼なり」という感覚をひきおこすだろう。巖本自身の「女の演説」に対する不快感の源もここにあるのである。

(以下、次号)

注

- (1) 社会で人は多様にカテゴリー化されるが、そのカテゴリーのひとつに性別カテゴリーがある。性別カテゴリーを適用された人には、それにふさわしい規範、すなわちジェンダー規範(いわゆる「女らしさ」「男らしさ」)に則った行為が期待される。言語に関するジェンダー規範は、女あるいは男はいつどこでだれになにをどのように「話すべきか／話すべきでないか」、あるいは、「話すことが許されるか／許されないか」といった言語行動に関する規範である。
- (2) 青木(1986)は、かつて武士階級だけのものだった儒教イデオロギーが明治以降は庶民に強要され、近代化イデオロギーを補完して性差別を強化したことを論証している。
- (3) 「女学は、即ち、『婦女子に関する一科の学問』と云へること也。之を言ひ換ゆれば、其の心身に付て、其過去に付て、其将来に付て、其の権利、地位に付て、及び其の現今に必要する雑多の事物に付て、凡そ女性に關係する凡百の道理を研窮する所の学問なり。(中略) 女性の心身を^{かいぼう}解析し、その天賦の権力を主張し、若し之を教育せば果して如何んの人物と為り、果して如何んの結果を及ぼすべきやを論定し、而して其教育の方向を定め、預じめ其の結果の方針を導き、或は学問の上に於て、女性は抑も如何の地にまで至り得べき乎、又如何んの地にまで至らしむべきや。凡そ如此きの道理を研窮して、此女性を彼の冷淡なる学者及び政治家の勘定の内に置かしむるは、一に女学士なるものゝ責

- 任なり。」(「女学の解」『女学雑誌』111号、1888年)
- (4) 半沢(1983)は、「家庭」は明治期の新造語ではないこと、明治20年代半ば以降「ホーム」という外来語の普及とともに、「家」や「家内」をおしやって新たに明るいイメージをもった語として一般化したことを指摘している。
- (5) 初期の『女学雑誌』には、洋装や束髪、洋食や椅子生活のすすめ、西洋式の食事の作法、室内の飾りかた、談話のしかた、交際の礼儀など生活のあらゆる側面にわたって西洋事情を解説した情報が掲載されている。
- (6) 後に、岸田は寄稿家、清水は記者として『女学雑誌』で執筆活動をおこなうことになる。清水は、女の政治活動を全面的に禁止する集会及政社法や女の傍聴を許さない衆議院規則が公布された際(1890年)には、「何故に女子は、政談集会に参聴することを許さざるか」「泣いて愛する姉妹に告ぐ」などの政治的権利を求める記事を書いて激しく政府に抗議している。

参考文献

- 青木やよひ(1986)『フェミニズムとエコロジー』新評論
- Inoue Miyako (1994) "Gender and linguistic modernization : Historicizing Japanese women's language", In Bucholtz, Mary et al. (eds.), *Cultural Performances*.
- 遠藤織枝(1997)『女のことばの文化史』学陽書房
- 半沢洋子(1983)「かてい(家庭)」『講座日本語の語彙9 語誌I』明治書院
- 深谷昌志(1981)『良妻賢母主義の教育』黎明書房
- 前田愛(1976)「明治の才女たち」『日本女性史6 近代女性の栄光と悲劇』評論社
- 三鬼浩子(1989)「明治婦人雑誌の軌跡」近代女性文化史研究会編『婦人雑誌の夜明け』

大空社

(さたけ くにこ)